

家計急変支援制度（高等学校等就学支援金）の手続きについて

令和5年度より、新たに家計急変支援制度（高等学校等就学支援金）が始まりました。
要件に該当する方は、家計急変事由等の証明書類が必要ですので、受付開始まで保管ください。

【主要要件】 ※下記①・②のどちらも該当する必要があります。

① 対象となる家計急変事由（※）に該当

※ 負傷・疾病による療養のため就労できない場合や会社都合の解雇など

② 世帯年収が約 590 万円未満相当（所得確認基準額 154,500 円未満）まで減少

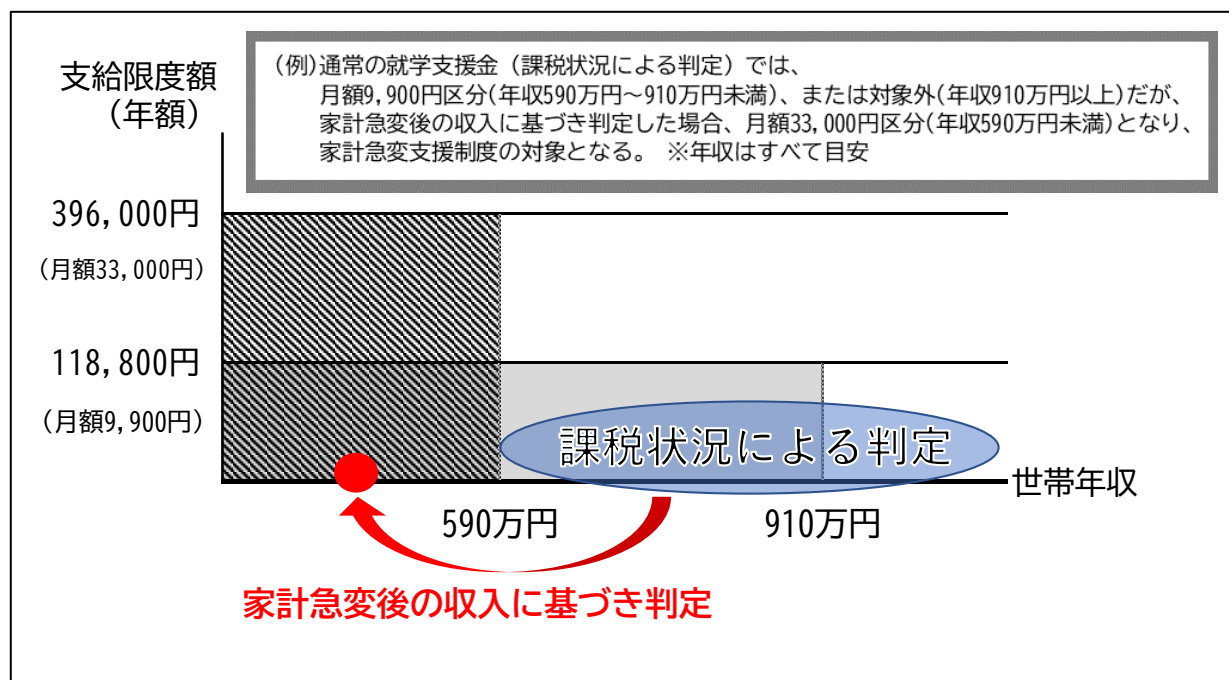
注 意 点

■ 通常の就学支援金（課税状況による判定）で上限支給額（※1）を受給できる場合、家計急変支援制度は対象外となります。

（※1）全日制：月額 33,000 円、通信制（単位制）：1 単位あたり 12,030 円

■ 通常の就学支援金（課税状況による判定）で対象外となった場合や、現在、基礎額（※2）を受給している場合でも、家計急変支援制度の要件を満たす場合は、家計急変支援制度の対象となる可能性があります。

（※2）全日制：月額 9,900 円、通信制（単位制）：1 単位あたり 4,812 円



【家計急変支援制度の支給区分】

急変後の保護者全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給限度月額(※)		注意事項
		全日制	通信制(単位制)	
154,500 円未満 (世帯年収目安 590 万円未満)	加算あり	33,000 円 (※)	1 単位あたり年間 12,030 円、履修単位、履修期間等により異なりますので、学校にお問い合わせください	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる可能性があります。

【申請までの流れ】

通常の就学支援制度（課税状況による判定）を申請されている方

通常の就学支援制度（課税状況による判定）の判定通知後（7月頃）、家計急変支援制度の要件に該当する場合は、学校で受付を行いますので、期限までに必要書類をご提出ください。

※ 詳しい受付日等は、在学中の学校へお尋ねください。〔目安：令和6年7月中旬頃〕

※ 家計急変支援制度の受付は7月中旬（目安）ですが、それ以前に家計急変事由が発生し、同制度の要件に該当した場合は、遡って支給が可能です。

（例：4月に家計急変事由が発生 + 世帯年収が590万円未満まで減少した場合は、4月～6月分も遡って支給を行います）

※ 通常の就学支援制度（課税状況による判定）を申請していないが、家計急変支援制度の要件に該当する場合も、同様のスケジュールで学校にて受付を行います。

※ 受付期限後でも家計急変が発生した場合、速やかに学校へ申請してください。
（申請が遅れると、遅れた分の支給ができない可能性があります）

【必要書類】

- ① 受給資格認定申請書（初回時）
- ② 個人番号カード（写）等貼り付け台紙（4月に提出済の場合は不要）
- ③ 家計急変事由(※)や直近の収入状況を証明する書類

※ 負傷や疾病による離職または休職等により90日以上就労困難な場合 等

☆ 対象となる家計急変事由や必要書類の詳細については、文科省のホームページをご覧ください。

（ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html ）



HP 内でオンライン申請に関する内容がありますが、
兵庫県は、オンラインでの申請ができませんのでご注意ください

お問い合わせ：六甲学院 会計室 電話番号 078-871-4566